

平成28年洞爺湖町教育委員会第1回臨時会会議録

日 時	平成28年2月18日（木） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	委員 岩原 義美 委員 吉田 聡 委員 増山 和世 教育長 綱嶋 勉
欠席委員	委員 来栖 由喜
説明員	管理課長 天野 英樹 社会教育課長 永井 宗雄
会議録調整者	管理課主幹 佐藤 融
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	岩原委員長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	岩原委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	綱嶋教育長 1／27 胆振教育局 三浦局長葬儀（音更町） 1／29 定例教頭会（役場） 1／30 地域未来塾（洞爺総合センター） 2／ 2 町租税教育推進懇話会定期総会（役場） 2／ 6 管理職の人事評価研修会（防災研修ホール） 2／ 7 洞爺湖町長杯近隣市町ママさんバレーボール大会 （あぶた体育館） 2／ 8 定例校長会（役場） 2／14 とうや冬まつり（とうや水の駅ふれあい広場） 2／17 町民生委員推薦会（役場） 2／18 教育委員会第1回定例会（委員会室）

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第 4 号	岩原委員長 只今の教育長の諸般の報告につきまして、何かご質問等ありませんか。 « 「ありません」という人あり » 教育長諸般の報告を終わります。 岩原委員長 日程第 4、報告事項、報告第 4 号管理課所管の各種事務事業の取組状況について、よろしくお願いします。 天野課長 2 ページです。報告第 4 号管理課所管の各種事務事業の取組状況についてです。寄附についてです。洞爺湖町学校給食の食材として、ホタテ貝 2 1 0 k g をいただきました。寄贈者につきましては、いぶり噴火湾漁業協同組合代表理事組合長、岩田廣美氏です。これにつきましては、毎年いただいでまして、2 年貝で枚数 1, 6 8 0 枚です。1 月 2 2 日に全国カレーの日というのがありまして、虻田地区につきましては、この 1 月 2 2 日にホタテ入りカレーを提供。洞爺地区は 1 月 2 1 日にホタテ入りグラタンということで、それぞれ子どもたちに提供した状況になっているところです。以上です。 岩原委員長 毎年いただけるといのは、大変ありがたいことです。子どもたちに大変喜ばれたのかなと思います。 只今の報告につきまして、何かご質問等ありませんか。 « 「ありません」という人あり » 報告第 4 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について終わります。
日 程 第 5 【 議 決 事 項 】 ・ 議案第 4 号 ・ 議案第 5 号 ・ 議案第 6 号 ・ 議案第 7 号 ・ 議案第 8 号 ・ 議案第 9 号	岩原委員長 続きまして、日程第 5、議決事項、議案第 4 号、洞爺湖町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び洞爺湖町立高等学校の入学料等に関する条例の廃止について、よろしくお願いします。なお、議案第 4 号から第 9 号につきましては、洞爺湖町教育委員会会議規則第 2 0 条第 1 項第 3 号により、非公開といたしたいと思います。 よろしいですか。 « 「はい」という人あり » それでは非公開ということで進めます。 ----- 非 公 開 ----- « 議案第 4 号、洞爺湖町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び洞爺湖町立高等学校の入学料等に関する条例の廃止について承認 » « 議案第 5 号、洞爺湖町立高等学校寄宿舎条例の廃止について承認 » « 議案第 6 号、洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の一部改正について承認 »

・議案第 10 号	≪議案第 7 号、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正について承認≫ ≪議案第 8 号、洞爺湖町職員の退職管理に関する条例の制定について承認≫ ≪議案第 9 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について承認≫ ----- 非公開終了 ----- 岩原委員長 議案第 10 号からは公開といたします。 議案第 10 号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正について、お願いします。 天野課長 19 ページです。議案第 10 号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正についてです。洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものです。規則の改正理由です。平成 26 年 3 月に新たに給付制度を加える改正を行っているところですが、その際には、条例名及び規則名もあわせて改正したところですが、給付に関する条項や様式のための改正だけをしたもので、未改正のところ、条例名及び規則名が直っていなかったということで、条文等の規定の整備を行いたいということで、全部統一したいというものです。21 ページの新旧です。別記様式第 5 号その 1 及びその 2 中「洞爺湖町育英資金貸付基金条例及び洞爺湖町育英資金貸付基金条例施行規則」を「洞爺湖町育英資金の基金条例及び洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則」に改め、別記様式第 7 号から別記様式第 9 号まで別記様式第 5 号と同様です。次の 22 ページになりまして、別記様式第 10 号その 1 及びその 2 についても、同様に条例、規則名の改正。別記様式第 12 号についても同様です。第 12 条は変わりません。別記様式第 13 号についても同様に改正。別記様式第 14 号についても同様の条例、規則名の改正ということです。20 ページ戻りまして、附則です。この規則は、公布の日から施行するものです。以上です。 岩原委員長 条文が改正されていなかったということで、整理されたということです。何かご質問等ありますか。 ≪「ありません」という人あり≫ 議案第 10 号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正について、承認してもよろしいですか。 ≪「はい」という人あり≫ 議案第 10 号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正について、承認いたします。 ・議案第 11 号 続きまして、議案第 11 号、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、お願いします。
------------------	--

天野課長

２３ページです。議案第１１号、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてです。行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定めるものです。この改正の理由ですが、行政不服審査法の改正が行われ、申出期間の延長や審理員制度の導入、行政不服審査会の設置などが主な改正内容となっており、規則等の改正が必要となったことから、所要の改正を行うというものです。具体的に、これらの中で私どもの方に規則に関係してくるのが、第三者機関が町長等の判断をチェックする。それから「異議申立て」を廃止して「審査請求」という言葉に。それから審査請求できる期間６０日から３月に延長する。それから、法律の関係になりますが、不服申し立て前置の廃止、縮小等あるようですが、あと、町長へ申し立てをする先が教育委員会は教育長になると。そのようなところが主なこととなっております。様式です。不服の承諾があったときに申し立てできますよということですので、それぞれの関係規則の中で、同じ定めにしていきますので、この規則の中で２本の改正がありますが、改正の中で書いてある文書は一緒というものです。新旧で書いてありますが、２７ページです。まず、洞爺湖町保育所条例施行規則の様式中、様式名につきましては、保育所利用不承諾通知書。それから保育所利用解除通知書を送ったときに、備考に書いております。本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申し立てをすることができます。また、本決定の取り消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から６カ月以内に市町村を被告として、（訴訟において、市町村を代表とするものは洞爺湖町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から１年を経過したときは提起することができません。というのが従前ですが、これが新たに、「１ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月（正当な理由があるときは、除きます。）以内に洞爺湖町教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から３月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年（正当な理由があるときは、除きます。）を経過したときは、審査請求することができなくなります。」、「２ この処分の取消の訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月（正当な理由があるときは、除きます。）以内に洞爺湖町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において洞爺湖町代表する者は洞爺湖町教育委員会教育長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して起算して１年（正当な理由があるときは、除きます。）を経過したときは、処分の取消の訴えをすることができなくなります」というように変わるということで、これにつきましては、例示等がありまして、その中から、このような新たに、定め方をするという内容で改正をするという内容になっているものです。そ

・ 議案第 12 号	れから 28 ページ。洞爺湖町育英基金条例施行規則の様式ということで、第 9 号の様式ですが、先ほど言ったことと同じようなものに改正しているというものです。 それぞれ変わった様式の内容につきましては、24 ページから 26 ページにそれぞれ、変わったものを囲みの中に文書として落としているものです。ここ以外は様式中、変わったところはありません。23 ページ、附則です。この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。以上です。 岩原委員長 只今、議案第 11 号について、説明がありました。 一つ、条文のつくり方として、「3 月」、「6 月」とありますが、この記載の仕方でいいのですか。「6 ヶ月」という表現でなくて。 天野課長 書き方によりますが、全く正しくないわけではないので、たまたま、その法律、条項であったりするものですから、ものによってバラバラになることもありますが、例示がたまたまこういう風になっているというものもあります。そのまま落とし込んでいます。入ったから駄目だということはないので、例示の通りにしています。 岩原委員長 これにつきまして、ご意見ありませんか。 « 「ありません」という人あり » 議案第 11 号、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、承認してもよろしいですか。 « 「はい」という人あり » 議案第 11 号、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、承認いたします。 続きまして、議案第 12 号、行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、よろしく願いいたします。 天野課長 29 ページです。議案第 12 号、行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令についてです。行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定めるものです。改正の理由ですが、議案第 11 号と同じで、行政不服審査法の改正による、訓令の中でも同じような様式がありますので、そこを改めるということで、先ほどの規則と一緒にです。この訓令の中には 4 本の改正があります。洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部改正。それから、洞爺湖町放課後児童クラブ「児童会風っ子」運営規程の一部改正。洞爺湖町放課後児童クラブ「児童会洞爺湖クラブ」運営規程の一部改正、それから、洞爺湖町放課後児童クラブ「とうや児童クラブ」運営規程の一部改正ということで、31 ページから 32 ページ。児童クラブについては、32 ページ、3 つとも同じ定めですので、1 枚しか載せてありませんが、別記様式第 3 号（第 7 条関係）全て同じですので、
-------------------	---

・議案第13号

1枚で省略をさせてもらっております。改正は同じように、31ページでいえば、教示の1及び2。それから、32ページにつきましては、その枠の下の1、2ということで、先ほどの規則と同じような定めをさせていただきました。附則です。30ページ。この訓令は平成28年4月1日から施行するものです。以上です。

岩原委員長

先ほど協議しました規則の改正と全く同じようなことによる整理をするということですが、よろしいですか。

«「ありません」という人あり»

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、承認してもよろしいですか。

«「はい」という人あり»

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、承認いたします。

続きまして、議案第13号、洞爺湖町広域入所保育実施要綱の全部改正について、お願いします。

天野課長

35ページです。議案第13号、洞爺湖町広域入所保育実施要綱の全部改正についてです。

洞爺湖町広域入所保育実施要綱の全部を改正する訓令を次のように定めるものです。これにつきましては、昨年の4月新法の施行に伴って、今まで古い法律で行っていたものですから、広域入所ということで、他のところに預けたり、又は、他から預かったりということで、空きがあればそれぞれ、保護者の勤務地が住んでいるところ以外とか、お互いに預かることなどを定めています。新法に変わって、新法にあったようなものに改正しなくてはならないので、それぞれ、協議をしていたところで、整理をしましたので、ちょっと遅くなりましたが、法律に合うような形で整理をさせてもらったというところです。42ページから48ページまで新旧がありますが、同じものがあったり、なかったりしますので、新旧ではなくて、簡単に条文のみで、進めさせていただきたいと思います。35ページですが、まず、第1条の目的ということで、広域入所がお互いありますので、円滑に推進することを目的とする。第2条の実施基準ということで、今までも定めておりますが、こういう場合に児童を広域入所の対象としますよというようなことでの第2条は定めになっているものです。第3条は、協定書の締結ということで、そういう事案が出たら、お互い協定書を交わしましょうと。第4条は申込の手続を定めているものです。第5条は、管内入所に係る協議ということで、申し込みがあった場合の希望保育所所在の市町村長との協議を行いますという様式を定め、第6条は、管外受入れに係る入所の選考ということで、選考に当たっては、あくまでも、洞爺湖町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例がありますので、それらの基準に基づいて行いますと。第7条は、管外

受入に係る入所承諾等ですが、この選考に当たって支障がないと認めた中において、受入れしますと。第8条は、入所決定等の通知ということで、決定等とした場合には通知を出しますと。第9条は、委託契約等ということで、私立保育所に限り委託契約書を当該施設と結びますと。第10条は利用者負担額の徴収ということで、それぞれ町が定める規則に則り、それぞれいただきますと。第11条の費用の負担ということで、費用の負担につきましても、それぞれ定めに則り、それぞれ支払いますということで、1項、2項とそれぞれ書いてあります。国の定めがありますので、新法に則り支払いをしますということです。38ページの4項の中の(1)のところに「中途」及び25日の「日」を削除していただければと思います。第12条は、費用の請求及び支払ということで、定めております。第13条のその他ということで、この要綱に定めるもののほか、広域入所の実施について必要な事項は別に定めるとしているものです。なお、今まで別記様式第1号から第4号までであったのですが、第4号の委託契約書の案については、今回新しく改正したときは削っております。附則です。1 施行期日です。この訓令は公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するものです。2 経過措置です。この訓令の施行の前日までに、改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、改正後の訓令の相当規定によりなされたものとみなすということで、今までの手続きが無効ではありませんというものです。以上です。

岩原委員長

議案第13号は新法による文言の改正ということです。

これにつきまして、いかがでしょうか。何かご質問ありませんか。

吉田委員

実施的に今まで管外の受入れというのはあるのですか。

天野課長

あります。平成27年度で言えば、2人預かって、1人は伊達で預かってもらっています。

岩原委員長

幼稚園に対してはどうなのですか。

天野課長

幼稚園は別です。

岩原委員長

他に質問等ありませんか。

«「ありません」という人あり»

議案第13号、洞爺湖町広域入所保育実施要綱の全部改正について、承認してもよろしいですか。

«「はい」という人あり»

議案第13号、洞爺湖町広域入所保育実施要綱の全部改正について、承認いたします。

・ 議案第14号

続きまして、議案第14号に入りますが、議案第14号及び議案第15号

- ・議案第１５号
- ・議案第１６号

につきましては、洞爺湖町教育委員会会議規則第２０条第１項第３号により非公開とします。また、この後に行われます議案第１６号につきましては、同じく教育委員会会議規則第２０条第１項第６号により、非公開といたします。

よろしいでしょうか。

«「はい」という人あり»

議案第１４号から１６号を非公開といたします。

----- 非 公 開 -----

«議案第１４号、平成２７年度洞爺湖町一般会計補正予算（民生費、教育費関係）について承認»

«議案第１５号、平成２８年度洞爺湖町一般会計予算（民生費、教育費関係）について承認»

«議案第１６号、平成２８年度教育行政執行方針について承認»

----- 非公開終了 -----

日 程 第 ６

【 そ の 他 】

岩原委員長

続きまして、日程第６、その他について。

平成２７年度の卒業式及び平成２８年度入学式の日程が決まっております。担当委員の配置をしていきたいと思ひます。

«別紙のとおり決定»

その他、事務局から何かありますか。

天野課長

次回、３月の教育委員会議の日程について、３月２４日（木）、２５日（金）、２８日（月） のどれかで開催したいのですが、いかがでしょうか。

それでは、３月２５日の金曜日でいかがですか。

«「はい」という人あり»

岩原委員長

他に何かありませんか。

綱嶋教育長

先ほど予算の時に説明が漏れたのですが、読書の家の開館時間の検討をしているところです。みずうみ読書の家ですが、著しく利用者が減少しているわけではありませんが、洞爺湖温泉の地域の居住している人が年々、減少している。読書の家は基本的には、９時から１６時まで開館しています。みずうみ読書の家を１時間、開館時間を縮減したい。嘱託職員の雇用の関係もあるものですから、従来は、３人で２箇所プラス社会教育施設を管理していたのですが、２名体制となります。１時間縮減しても、地域に不便をかけるという状況ではないという判断をしているものですから、利用している人は、恒常的な人が多い。利用に著しいマイナス要因はないということで、次の教育委員会議で開館時間の見直しの提案をしたい。ただし、できれば４月からしたいものですから、関係者と話がつけば、事前に３月の広報で４月から開

日 程 第 7 【 閉 会 】	館時間ですよという周知をしたい。図書の貸出方法も含めて、規則を検討しているところです。開館時間について、事前にご了承をいただいて、地域、利用の方に説明をしてから、住民周知しますが、そのような進め方をさせてほしいと思います。 岩原委員長 よろしいでしょうか。 ≪「はい」という人あり≫ 他に皆さんの方から何かありませんか。 ≪「ありません」という人あり≫ 岩原委員長 平成28年教育委員会第1回臨時会を終了いたします。ご苦労さまでした。 16：55 閉 会
-------------------------------	--